

第54期（令和5年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県特定（熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業）最低賃金専門部会（第3回）議事要旨

1 日 時 令和5年10月12日（木）10時00分～12時00分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室

3 出席者

公益代表委員	出席3名（定数3名）
労働者代表委員	出席3名（定数3名）
使用者代表委員	出席2名（定数3名）
事務局	出席5名

4 議題

- (1) 金額審議
- (2) その他

5 議事要旨

(1) 金額審議

ア 公労協議及び公使協議が行われ、金額の提示が行われた。

【労働者代表委員の金額の根拠】

- ・ 過去の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移を比較し算出した指数（優位性）である105%を保つ額とした。

【使用者代表委員の金額の根拠】

- ・ 根拠は前回と同様。ただし、歩み寄りを考慮し提示した。

【提示した金額の乖離額】

- ・ 5円

イ 労使の提示金額が一致しないことから、公益側から+44円の高額提案が行われた。

【公益代表委員の金額の根拠】

- ・ これまでの電気の特定最低賃金は、全体に比べて賃金の引き上げによる影響率が大きく推移してきている。過去においては地域別に近いところで推移している時期もあり、地域別を下回った経過もある。電気の特定最低賃金が尊重してきた一つの導が地域別最低賃金の引き上げ額というところで、労働者側にとっては、105%という指数を下回る数字ではあるが、熊本県最低賃金の引

上げ幅との差をあまり縮めない形で金額を上昇することができ
て、使用者側が主張する影響率を踏まえた額。優位性という意味
でも産業の分野で輸送との差を縮めることができる額。

ウ 公労協議及び公使協議が行われた後、金額の提示が行われ「引上げ
額 44 円の 940 円」として全会一致で結審した。

【労働者代表委員の見解】

- ・ これまでの考え方主張に変わりはないが、これまでの議論と今
後の真摯な議論等を踏まえた。

【使用者代表委員の見解】

- ・ 先ほど提示した額と同じ影響率にとどまる額とした。

(2) その他

全会一致で結審したことから、最低賃金審議会令第6条第5項を適
用し、部会長から労働局長に対する答申文が作成された。